

## 現場代理人の兼務に関する事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、加西市が発注する工事請負契約において、現場代理人の常駐義務の一部を緩和し兼務を認める措置について、必要な事項を定めるものとする。

### (兼務を認める対象工事)

第2条 契約金額が、3,500万円未満の工事（単価契約又は総価契約単価取決方式による工事を除く。）の契約を締結する際に、次の要件を全て満たす場合は、現場代理人を2件まで兼務することができる。

- (1) 兼務する工事2件が、加西市発注工事又は兵庫県発注工事（北播磨県民局区域内（西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町）で施工するものに限る。）であること。ただし、兵庫県発注工事との兼務にあたっては、兵庫県が兼務を認める場合に限る。
- (2) 既に契約を締結している各工事の契約金額（変更契約をしている場合は、変更後の金額）が、3,500万円未満であること。

2 前項の要件に該当する工事であっても、工事内容等により兼務を認めることが適当でない場合は、入札公告等において現場代理人の兼務を認めない旨を明示するものとする。

### (兼務を認める条件)

第3条 前条の兼務を認める対象工事において、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 携帯電話等にて工事担当課との連絡体制が確保されていること。
- (2) 兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応により安全管理のほか現場の運営、取締りに支障を生じさせないこと。

2 前項の規定にかかわらず、受注者が同項各号に掲げる条件に反し、工事の安全確保が図られていない、又は履行遅滞を生じるおそれがある、その他の理由により当該請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、兼務を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとする。

### (現場代理人を兼務する場合の手続)

第4条 受注者は、前2条の規定により現場代理人の兼務をしようとする場合は、契約締結時に現場代理人兼務届（別記様式）を管財課に提出しなければならない。

(現場代理人の責務について)

第5条 現場代理人は、兼務する一つの工事現場に従事している場合であっても、兼務する他の現場代理人の契約上の職務を免ずるものではない。

(兼任の解除)

第6条 市長は、兼任に係る工事等に関して、虚偽の申請又は受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じると認められる場合は、当該兼任を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この基準に規定するもののほか、工事等における兼任について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和元年8月1日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

【別記様式】

平成 年 月 日

## 現場代理人兼務届

加西市長 様

受注者 住 所  
名 称  
代表者 印

加西市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務配置したいので届出いたします。なお、それぞれの工事等の履行に当たっては、関係法令を遵守し、安全管理及び工程管理に留意いたします。

記

現場代理人氏名		
連絡先		
本 件 工 事	契約番号	
	契約件名	
	契約金額	円
	工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
兼 務 す る 他 工 事	契約番号	
	契約件名	
	契約金額	円
	工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

※ 添付書類

1. 本件工事契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）の及び兼務する他工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）